

植草学園大学学則

〔制 定 平成20年 4月 1日〕

〔最近改正 令和 2年 9月30日〕

第1章 総 則

第1節 目的等

(目的)

第1条 植草学園大学（以下「本学」という。）は、我が国の伝統と文化に基づく徳育を教育の根幹とする学園建学の精神に則り、広く知識を授け、人格の陶冶を図るとともに、深く専門の学芸を教授研究し、もって我が国の文化の進展及び共生社会の実現に寄与する有為な人材を養成することを目的とする。

2 前項に規定する人材養成は、次の各号に掲げる分野に重点を置いて行うものとする。

- 一 幼児期から児童期の保育と教育の質的向上
- 二 障害や生活上・学習上の困難性のある幼児・児童への教育及び支援の充実
- 三 障害のある人や高齢者等を対象とした保健医療の高度化と充実

(位置)

第2条 本学の位置は、千葉県千葉市若葉区小倉町1639番3とする。

第2節 自己点検評価等

(自己点検評価等)

第3条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第40条に規定する期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価（次項において「認証評価」という。）を受けることとし、その結果を公表するものとする。

3 第1項の点検及び評価並びに前項の認証評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究活動等の状況についての情報の公表)

第4条 本学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 教育研究上の目的に関すること。
- 二 教育研究上の基本組織に関すること。
- 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。
- 四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。
- 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。
- 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。
- 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。
- 八 授業料、入学金その他の本学が徴収する費用に関すること。
- 九 本学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。

2 本学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

3 第1項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

(教育研究上の目的)

第5条 本学は、前条第1項第1号に定める目的を公表するに当たっては、学部又は学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を各学部規程に定めるものとする。

第3節 組織

(学部、学科及び学生定員)

第6条 本学に、次の学部を置く。

発達教育学部

保健医療学部

2 前項の学部置く学科並びに入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科・専攻	入学定員	収容定員	
発達教育学部	発達支援教育学科	140名	560名	
保健医療学部	リハビリテーション学科	理学療法学専攻	40名	160名
		作業療法学専攻	40名	160名
合計		220名	880名	

(図書館)

第7条 学校法人植草学園組織規程に基づき、本学に図書館を置く。

2 図書館の組織及び運営等に関することは、植草学園大学・植草学園短期大学図書館規程に定める。

(子育て支援・教育実践センター)

第7条の2 学校法人植草学園組織規程に基づき、本学に、子育てに関する支援・相談並びに実践を通じた教育研究を行う施設として、子育て支援・教育実践センターを置く。

2 子育て支援・教育実践センターに関し必要な事項は、植草学園大学・植草学園短期大学子育て支援・教育実践センター規程に定める。

(特別支援教育研究センター)

第7条の3 学校法人植草学園組織規程に基づき、本学に、特別支援教育に関する学術的、実践的又は障害者支援のための諸研究及びそれらに関連する諸事業を行うとともに、特別支援教育を推進し、地域社会はもとより広く社会に貢献する施設として、特別支援教育研究センターを置く。

2 特別支援教育研究センターに関し必要な事項は、植草学園大学・植草学園短期大学特別支援教育研究センター規程に定める。

(教学改革推進センター)

第7条の4 学校法人植草学園組織規程に基づき、本学に教学改革推進センターを置く。

2 教学改革推進センターは、全学的教学マネジメント体制を構築し、教育の質向上を推進することを目的とする。

3 教学改革推進センターの組織及び運営等に関することは、植草学園大学・植草学園短期大学
教学改革推進センター規程に定める。

(教職・公務員支援センター)

第7条の5 学校法人植草学園組織規程に基づき、本学に教職・公務員支援センターを置く。

2 教職、保育士、公務員等に関する就職促進・支援を目的とする。

3 教職・公務員支援センターに関し必要な事項は、植草学園大学・植草学園短期大学教職・公務員支援センター規程に定める。

(附属学校)

第8条 本学に、次の附属学校を置く。

附属弁天こども園

附属美浜幼稚園

2 附属学校に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第9条 本学に、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

第4節 職員組織

(職員組織)

第10条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他の必要な職員を置く。

2 本学に、前項のほか、副学長、学部長、学科主任、専攻主任、技術職員その他の職員を置くことができる。

3 職員の職務は、学校教育法その他の法令の定めるところによる。

第5節 運営協議会及び教授会

(運営協議会)

第11条 学校法人植草学園組織規程に基づき、本学に置く運営協議会は、学長が大学運営に関する方針、計画等を策定するに当たり必要とする事項について協議する会議とする。

2 運営協議会に関し必要な事項は、学長が植草学園大学運営協議会規程に定める。

(教授会)

第12条 本学に学校教育法第93条に基づく教授会を置く。

2 教授会に関することは、学長が植草学園大学教授会規程に定める。

第2章 学部通則

第1節 修業年限、在学年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第13条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第14条 在学年限は、修業年限の2倍の年数を超えることができない。

2 学部において必要と認めるときは、進級等の基準を設け、同一年次等において在学することのできる年限を定めることができる。

(学年)

第15条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第16条 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

2 学長は、必要がある場合、前期及び後期の期間を変更することができる。

(休業日)

第17条 休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

三 学園創立記念日 11月13日

四 春期休業日

五 夏期休業日

六 冬期休業日

} 学長が別に定める授業計画による。

2 学長は、必要がある場合、第1項に定める休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、必要がある場合、休業日においても臨時の授業日を設けることができる。

第2節 入学、留学、休学、復学、転部、転学、退学及び除籍

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第19条 本学に入学することのできる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の定めるところにより、次の各号の一に該当する者とする。

一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）

三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

六 文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第47号）

七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

八 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの
(入学志願手続き)

第20条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第21条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第22条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学金を納付し、誓約書その他所定の書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第23条 次の各号の一に該当する者で、発達教育学部に編入学を志願するものについては、欠員のある場合に限り、別に定めるところにより、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

一 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者

二 高等専門学校又は短期大学を卒業した者

三 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

四 学士の学位を有する者（本学を卒業又は退学した者を除く。）

五 他の大学を退学した者

六 国立養護教諭養成所、国立工業教員養成所、旧制の専門学校、高等学校高等科又は大学予科等を卒業又は修了した者

2 次の各号の一に該当する者で、保健医療学部編入学を志願するものについては、欠員のある場合に限り、別に定めるところにより、選考のうえ、3年次又は4年次に入学を許可することがある。

一 理学療法士及び作業療法士法第11条第1号及び第12条第1号に規定する文部科学大臣が指定する大学又は短期大学を卒業した者

二 都道府県知事の指定した理学療法士養成施設及び作業療法士養成施設のうち、文部科学大臣の定める基準を満たす専修学校の専門課程を修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。）

3 前2項の規定により入学を許可する場合は、第20条及び第22条の規定を準用する。

4 編入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、教授会の議を経て、学長が決定する。

(再入学)

第24条 本学を卒業又は退学した者で、本学に再入学を志願するものについては、欠員のある場合に限り、別に定めるところにより、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可する場合は、第20条及び第22条の規定を準用する。

(転入学)

第25条 他の大学の学生で、本学の学部転入学を志願する者については、欠員のある場合に限り、別に定めるところにより、選考のうえ、相当年次に転入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可する場合は、第20条及び第22条の規定を準用する。

(留学)

第26条 外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第14条に規定する在学年限及び第51条に規定する卒業要件の期間に算入する。

(休学)

第27条 疾病その他特別の理由により2月以上修学することができない者は、理由を付して学長に願い出て、その許可を得て休学することができる。

2 前項の休学の理由が疾病の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

3 疾病その他の理由により修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第28条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して第13条に規定する修業年限を超えることができない。

3 休学期間は、第14条に規定する在学年限及び第51条に規定する卒業要件の期間に算入しない。

(復学)

第29条 休学期間が満了し、又は休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

2 休学の理由が疾病の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(転部)

第30条 本学の他の学部転部を志願する者については、欠員のある場合に限り、別に定めるところにより、選考のうえ、相当年次に転部を許可することがある。

(転学)

第31条 他の大学に転学しようとする者は、理由を付して、学長に願い出てその許可を得なければならない。

(退学)

第32条 退学しようとする者は、理由を付して、学長に願い出てその許可を得なければならない。

(除籍)

第33条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

一 納付すべき入学金を所定の期日までに納付しない者

二 授業料等（授業料、施設費及び教育充実費をいう。以下同じ。）の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

- 三 第14条に規定する在学年限を超えた者
 - 四 第28条第2項に規定する休学期間を超えた者
 - 五 休学期間が満了してもなお修学できない者
 - 六 休学期間が満了しても何らの手続きをしない者
 - 七 死亡の届出があった者
- 2 疾病その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者は、学長が除籍する。
- 3 前2項において、学長は教授会に意見を述べさせることができる。

第3節 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成方針)

第34条 学長は、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業科目の区分)

第35条 授業科目の区分は、次のとおりとする。

一 教養教育科目

- イ 基礎科目
- ロ 体育・スポーツ科目
- ハ 国際コミュニケーション科目
- ニ 基礎演習科目

二 専門教育科目

- イ 専門基礎科目
- ロ 専門科目

- 2 教養教育科目は、人間として共通に求められる教養及び高等教育を受ける学生として必要とされる基礎的な知識や能力を養うことを目的とする科目をいう。
- 3 専門教育科目は、専門分野に関する深い理解と先端的な学術成果を学ぶことができるようにするため、学部、学科ごとに、それぞれの専門とする学術研究分野に応じて設定し、専門的な知識や能力を養うことを目的とする科目をいう。

(授業の方法)

第36条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 前項の授業は、平成13年文部科学省告示第51号の定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業の一部は、平成15年文部科学省告示第43号の定めるところにより、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(履修方法等)

第37条 教養教育科目の授業科目及び単位数については、植草学園大学教養教育科目履修細則(以下「教養教育科目履修細則」という。)に定める。

- 2 専門教育科目の授業科目、単位数及び履修方法については、発達教育学部規程及び保健医療学部規程に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第38条 本学及び各学部は、教育の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 教育の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第39条 学生が、職業等を有している等の事情により、第13条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることがある。

2 長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(履修登録単位数の上限)

第40条 学長は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、1年間又は1学期間に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

2 学長は、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他学部の授業科目の履修)

第41条 学生は、他の学部の授業科目を履修又は聴講することができる。ただし、所属学部長を経て、当該学部長の許可を得なければならない。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第42条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他の大学又は短期大学の授業科目の履修を認めることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、60単位を超えない範囲で、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第43条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第44条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準第31条第1項及び短期大学設置基準第17条第1項に定める科目等履修生として修得した単位を含む。)を、別に定めるところにより、本学に入学した後の本学における授業科目の履修によって修得したものとみなし、単位を与えることができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第42条第1項及び第2項並びに前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第4節 考査及び単位認定

(単位の計算方法)

第45条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、教養教育科目履修細則又は各学部の定める時間の授業をもって1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、教養教育科目履修細則又は各学部の定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、教養教育科目履修細則又は各学部の定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して教養教育科目履修細則又は各学部の定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(1年間の授業期間)

第46条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第47条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、学長が教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認める場合は、この限りでない。

(成績評価基準等の明示等)

第48条 学長は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学長は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(考査)

第49条 学生が授業科目を履修した場合には、考査を行い、合格者に対して単位を与える。

2 考査は、試験、論文、報告書によって行う。

3 考査の成績は、秀(90点以上)、優(89~80点)、良(79~70点)、可(69~60点)及び不可(59点以下)の評語をもって表し、秀、優、良、可を合格とし、不可を不

合格とする。

- 4 第45条第1項第1号の講義及び演習については、教養教育科目履修細則又は各学部の定める授業時数の3分の2以上、第2号の実験、実習及び実技については、教養教育科目履修細則又は各学部の定める授業時数の5分の4以上の出席時間数に満たない者は、考査を行わない。
(単位の認定)

第50条 単位の認定は、学長が教授会の意見を聴いて行う。

第5節 卒業及び学位の授与

(卒業)

第51条 本学の卒業要件は、第13条に規定する修業年限以上在学し、124単位以上を修得するものとし、各学部の定めるところによる。

- 2 卒業(学士)の認定は、学長が学年又は学期の終わりに教授会の意見を聴いて行う。
(卒業証書の授与)

第52条 前条の規定により卒業を認定された者に対し、学長は、卒業証書を授与する。
(学位の授与)

第53条 本学を卒業した者に対し、学士の学位を授与するものとする。

- 2 学士の学位授与に関し必要な事項は、別に定める。

第6節 教育職員免許状等

(教育職員免許状授与資格の取得)

第54条 幼稚園教諭一種免許状授与、小学校教諭一種免許状授与及び特別支援学校教諭一種免許状授与の所要資格を得ようとする場合は、本学に4年以上在学し、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 前項の規定に基づく所要の単位を修得した者が教育職員免許状を取得できる学部、学科及び免許状の種類は、次のとおりとする。

学 部	学 科	免 許 状 の 種 類
発達教育学部	発達支援教育学科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状 (知的障害者・肢体不自由者・病弱者)

(保育士コースの設置等)

第55条 本学発達教育学部発達支援教育学科(次項において「発達支援教育学科」という。)に、保育士の資格を取得することができるコース(次項において「保育士コース」という。)を置く。

- 2 保育士コースにおいて保育士の資格を得ようとする場合は、発達支援教育学科に4年以上在学し、児童福祉法施行規則(昭和23年厚令第11号)(次項において「規則」という。)及び平成13年厚生労働省告示第198号(次項において「告示」という。)に基づく別に定める所定の単位を修得しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、編入学生が保育士の資格を得ようとする場合においては、規則及び告示に基づく別に定める所定の単位を修得すれば足りるものとする。

第7節 検定料，入学金，授業料等及び休学在籍料

(検定料，入学金及び授業料等の額)

第56条 検定料，入学金及び授業料等の額は，別に定めるところによる。

(検定料，入学金及び授業料等の納付方法)

第57条 検定料及び入学金は，別に定めるところに従い，指定された方法により納付しなければならない。

2 授業料等は，年額を一括又は次の2期に分けて別に定めるところに従い，納付しなければならない。

前期 4月30日まで

後期 10月31日まで

3 前項の規定にかかわらず，経済的理由等特別な事情がある場合は，別に定めるところによる方法により納付することができる。

(退学等の場合の授業料等)

第58条 学年の途中で退学した者は，当該期分の授業料等を納付しなければならない。

2 停学とされた者であっても，その期間中の授業料等は納付しなければならない。

(休学の場合の授業料等及び休学在籍料)

第59条 休学を許可され又は命ぜられた者は，その期間にかかる当該年度の授業料等を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず，次の各号の一に該当する者は，当該各号に定める授業料等を免除する。

一 当該年度の4月末日までに休学願を提出し，その休学が許可された者及び同期日までに休学を命ぜられた者は次の額

ア 前期，後期の全期間を休学する場合は，授業料等の年額

イ 前期の全期間を休学する場合は，授業料等の年額の2分の1の額

二 当該年度の10月末日までに休学願を提出し，その休学が許可された者で後期の全期間を休学するもの及び同期日までに後期の全期間について休学を命ぜられた者は，授業料等の年額の2分の1の額

3 前項の規定により授業料等を免除された者（休学を命ぜられて授業料等を免除された者を除く。）は，次の各号のいずれかの休学在籍料を所定の期日までに納付しなければならない。

一 1学期の全期間を休学する場合 50,000円

二 前期，後期の全期間を休学する場合 100,000円

(復学等の場合の授業料等)

第59条の2 前期又は後期中間において復学した者（当該学期の授業料等を納付して学期の中途から休学し，当該学期中に復学した者を除く。）は，当該学期にかかる授業料等を復学した月に納付しなければならない。

2 学年の途中で卒業する見込みの者は，卒業する見込みの学期の末までの授業料等を納付しなければならない。

(検定料，入学金及び授業料等の減免等)

第60条 学力，人格ともに優秀と認められる者，経済的理由その他特別の事情があると認めら

れる者は、検定料、入学金及び授業料等の全部若しくは一部を免除し、又は納付を猶予することがある。

2 検定料、入学金及び授業料等の減免並びに納付猶予に関する事項は、別に定める。

(既納の検定料等)

第61条 既納の検定料、入学金、授業料等及び休学在籍料は原則としてこれを返還しない。ただし、植草学園大学・植草学園短期大学学費等取扱規程第16条第2項及び第4項に該当する場合は、所定の手続きにより返還する。

第8節 賞 罰

(表彰)

第62条 学長は、学生として表彰に値する行為があった者には、教授会の意見を聴いて表彰することがある。

(懲戒)

第63条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 懲戒は、学校教育法及び学校教育法施行規則に基づき、教育研究機関である本学の秩序を維持し、社会に対する責任を果たす観点からこれを行う。

3 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

4 懲戒による退学の場合は、再入学を認めない。

5 停学の期間は、第14条の在学年限に算入し、第51条に規定する卒業要件の期間に算入しない。

6 第1項に規定する行為が軽微であって、懲戒には至らない場合であっても必要な教育的措置を行うことができる。

7 前項までに規定するもののほか、懲戒に関することは、植草学園大学学生懲戒規程に定める。

第9節 研究生、委託研究生、科目等履修生及び特別聴講学生

(研究生)

第64条 本学において、特定の専門分野について研究することを志願する者があるときは、授業及び研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(委託研究生)

第65条 公共機関その他から、その所属職員について学生委託の願い出のあるときは、授業及び研究に支障のない限り、選考のうえ、委託研究生として入学を許可することがある。

2 委託研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第66条 本学において、一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、授業に支障のない限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 前項の単位の授与については、第49条の規定を準用する。

3 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第67条 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）との協議に基づき、当該他大学の学生を特別聴講学生として入学を許可し、本学が開設する授業科目の履修を認めることがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

（学部学生に関する規定の準用）

第68条 研究生，委託研究生，科目等履修生及び特別聴講学生については，別段の定めがある場合を除き，学部学生に関する規定を準用する。

第10節 外国人留学生

（外国人留学生）

第69条 外国人で本学において教育を受ける目的をもって入国し，本学に入学を志願する者があるときは，別に定めるところにより，選考のうえ，外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は，別に定める。

第11節 健康管理室その他の厚生施設

（健康管理室その他の厚生施設）

第70条 本学に，健康管理室その他の厚生施設を置く。

2 健康管理室その他の厚生施設に関し必要な事項は，別に定める。

第12節 社会人等を対象とした特別の課程

（特別の課程）

第71条 本学に，文部科学大臣の定めるところにより，本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を開設することができる。

2 前項の課程を修了した者に対しては，修了の事実を証する証明書を交付する。

3 第1項の課程に関し必要な事項は，別に定める。

第13節 公開講座

（公開講座）

第72条 本学の教育研究を広く社会に開放し，地域社会の教育文化の向上に資するため，本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は，別に定める。

第14節 雑則

（学則の改廃）

第73条 この学則の改廃は，理事長が理事会の承認を得て行う。

2 理事長は，学則の改廃にあたっては，あらかじめ学長の意見を聴くものとする。

（補則）

第74条 この学則の施行に関し必要な事項は，学長が規程，細則及び内規等に定める。

2 この学則に基づく規程，内規及び細則等は，理事長（常任理事会）に報告するものとする。

附則（平成20年3月28日理事会承認）

1 この学則は，平成20年4月1日から施行する。

2 第6条第2項の規定にかかわらず，平成20年度から平成22年度までの収容定員は，次のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員		
		平成20年度	平成21年度	平成22年度
発達教育学部	発達支援教育学科	140名	280名	420名
保健医療学部	理学療法学科	40名	80名	120名
合 計		180名	360名	540名

附 則（平成21年2月25日理事会承認）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、改正後の第61条第2項中「アドミッションオフィス入学試験による合格者」の規定は、平成21年度入学試験による合格者から適用する。

附 則（平成21年9月25日理事会承認）

この学則は、平成21年10月1日から施行する。ただし、改正後の第23条の規定は、平成22年度入学試験から適用する。

附 則（平成22年3月26日理事会承認）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月26日理事会承認）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年11月25日理事会承認）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日理事会承認）

この学則は、平成24年9月28日から施行し、平成25年度入学生から適用する。ただし、平成24年度以前の入学生については、なお従前の例による。

附 則（平成25年2月22日理事会承認）

この学則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前の入学生については、改正後の第59条、第59条の2及び第61条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年5月27日理事会承認）

この学則は、平成25年5月27日から施行する。

附 則（平成25年11月29日理事会承認）

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日理事会承認）

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日理事会承認）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日理事会承認）

この学則は、平成28年4月1日から施行する

附 則（平成28年9月23日理事会承認）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日理事会承認）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月25日理事会承認）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条第2項の規定にかかわらず、令和2年度から令和4年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科 ・ 専 攻	収容定員			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
発達教育学部	発達支援教育学科	560名	560名	560名	
保健医療学部	理学療法学科	120名	80名	40名	
	リハビリテーション 学科	理学療法学専攻	40名	80名	120名
		作業療法学専攻	40名	80名	120名
合 計		760名	800名	840名	

- 3 保健医療学部理学療法学科は、令和2年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間存続するものとし、なお従前の例による。

附 則（令和2年2月20日理事会承認）

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月30日理事会承認）

この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、保健医療学部リハビリテーション学科作業療法学専攻の編入学は、第23条第2項にかかわらず、3年次編入学は令和4年度から、4年次編入学は令和5年度からとする。